

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
99	私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務 基礎項目 評価書 【令和元年9月30日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和1年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務
②事務の概要	<p>岡崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、世帯の所得によって幼稚園教育を受ける機会が制限されることのないよう、世帯の市民税所得割額及び児童数による基準に応じて、幼稚園保育料の一部を補助することで、保護者の経済的負担の軽減を図る業務</p> <p>1 保育料等減免措置に関する調書の受付 幼稚園設置者を通じて、市内に住所を有する在園児の保護者から保育料等減免措置に関する調書の提出を受ける。</p> <p>2 提出書類の確認・審査 申請書類の内容を確認し、審査する。</p> <p>3 補助金額の決定及び通知 補助金額の区分判定に必要な情報を照会し、額を決定し幼稚園を通じて通知する。</p> <p>4 補助金の交付 幼稚園設置者を通じて補助金を交付する。</p> <p>5 特定個人情報ファイル 本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (1)世帯情報の確認 (2)補助金額の区分判定にあたり、世帯の所得情報(市町村民税額)その他必要な情報の確認</p>
③システムの名称	<p>1. 福祉総合システム(私立幼稚園就園奨励費補助金業務)</p> <p>2. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)</p> <p>3. 中間サーバー</p> <p>4. 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>5. 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)</p> <p>6. 宛名管理システム</p> <p>7. データ連携基盤(庁内連携システム)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
私立幼稚園就園奨励費補助金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項</p> <p>2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第50号)第4条第1項 別表第1の15の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部保育課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部保育課(0564-23-6175)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I. 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保育課長 大久保 貴子	保育課長 手嶋 俊明	事後	
平成29年2月15日	II. 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年2月15日	II. 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年7月31日	I. 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保育課長 手嶋 俊明	保育課長 柴田 伸司	事後	
平成29年7月31日	II. 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月31日	II. 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月31日	I. 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	情報連携を実施しないに変更
平成29年7月31日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	-	事後	情報連携を実施しないに変更
平成31年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保育課長 柴田伸司	保育課長	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 2. 特定個人情報の入手	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 3. 特定個人情報の使用	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	-	[○]提供・移転しない	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 8. 監査	-	自己点検 ・ 内部監査	事後	
平成31年4月1日	VI. リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	II. 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II. 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	